

鳴門市担い手確保モデル(週休2日制)工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する工事において、工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、現場の週休2日を確保する「担い手確保モデル工事(以下「モデル工事」という。)」を実施する上で必要な事項を定める。

(発注方式の選定)

第2条 モデル工事の発注方式は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書によりモデル工事を指定した工事

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の工事のうち、モデル工事の適用が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が希望する工事

2 発注者指定型は、工事名の末尾に「(担い手確保型)」と明示する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 担い手確保モデル工事

担い手確保モデル工事(現場閉所型)(以下「モデル工事(現場閉所型)」という。)及び担い手確保モデル工事(交替制)(以下「モデル工事(交替制)」という。)の総称をいう。

(2) モデル工事(現場閉所型)

現場閉所または現場休息(以下「現場閉所等」という。)により建設現場の週休2日を確保する工事をいう。

イ 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所等が行われていること。

ロ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日(工事目的物が完成した日)までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は除く。

ハ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業、又はコンクリート養生等、品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ニ 現場休息

一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

ホ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所等日数の割合(以下「現場閉所等率」という。)が、28.5%以上であること。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

(3) モデル工事(交替制)

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難な工事において、交替制により建設現場の週休2日を確保する工事をいう。

イ 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保が行われていること。

ロ 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議により対象期間を適宜設定するものとする。

なお、対象期間から除く日は前号ロのとおりとする。

ハ 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下「休日率」という。)が28.5%以上であること。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(受注者希望型)

第4条 受注者希望型において、モデル工事の実施を希望する受注者は、別に示す様式にて契約後すみやかに実施の意思を発注者に通知し、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に受注者希望型により実施するものとする。

(工期設定)

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施内容)

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料(日報等)を提示しなければならない。
- 4 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

(現場閉所等率)

第7条 現場閉所等率は次式により算出する。

現場閉所等率＝対象期間内の現場閉所等日数÷対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第2号口に示すとおり。

(休日率)

第8条 休日率は次式により算出する。

休日率＝「現場従事者ごとの休日日数の割合」の平均(%)

休日日数の割合＝休日日数／対象期間の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第3号口に示すとおり。

(経費の負担)

第9条 発注者は、モデル工事(現場閉所型)においては、現場閉所等の状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

労務費等に対して別に示す補正係数のうち現場閉所等の状況が4週8休(現場閉所等率28.5%以上)の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、現場閉所等率が28.5%以上にならないことが見込まれる場合、または監督員が現場閉所等の状況を確認できない場合には、請負代金額の変更によりこの補正分を減額する。

(2) 受注者希望型

監督員が現場閉所等の状況を確認できる場合は、現場閉所等率に応じて労務費等に対して別に示す補正係数を乗じる補正を行い、請負代金額を変更する。

2 発注者は、モデル工事(交替制)においては、技術者及び技能労働者の休日の確保状況(以下「技術者等の休日確保状況」という。)に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

労務費等に対して別に示す補正係数のうち技術者等の休日確保状況が4週8休

(休日率28.5%以上)の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、休日率が28.5%以上にならないことが見込まれる場合、または監督員が技術者等の休日確保状況を確認できない場合には、請負代金額の変更によりこの補正分を減額する。

(2) 受注者希望型

監督員が技術者等の休日確保状況を確認できる場合は、休日率に応じて労務費等に対して別に示す補正係数を乗じる補正を行い、請負代金額を変更する。

(工事成績評定)

第10条 モデル工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点は行わないが、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

(アンケートの実施)

第11条 モデル工事の対象工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

【鳴門市担い手確保モデル(週休2日制)工事実施要領第9条】

鳴門市担い手確保モデル(週休2日制)工事実施要領第9条で規定する労務費等に乗じる補正係数は、次のとおりとする。

1 モデル工事(現場閉所型)

(1) 土木工事(土木工事標準積算基準書を適用する工事)

(1)-1 労務費等

現場閉所等の状況 (現場閉所等率)	4週6休 (21.4%以上)	4週7休 (25.0%以上)	4週8休 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

(1)-2 市場単価

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

(1)－3 市場単価(下水道)

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

(1)－4 標準単価

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交代制		
		4週6休	4週7休	4週8休	4週6休	4週7休	4週8休
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

(2) 営繕工事(公共建築工事積算基準書を適用する工事)

(2)－1 労務費等

現場閉所等の状況 (現場閉所等率)	4週6休 (21.4%以上)	4週7休 (25.0%以上)	4週8休 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

(2)－2 建築工事の市場単価

工種	適用※	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

(2)－3 電気工事の市場単価

工種	適用※	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

(2)－4 機械設備工事の市場単価

工種	適用※	4週6休		4週7休		4週8休	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

(3)港湾・漁港関係工事(港湾請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事)

(3)－1 労務費等

現場閉所等の状況 (現場閉所等率)	4週8休 (28.5%以上)
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※積算基準が異なる複数工種区分を有する工事における、間接工事費率の適用判断基準は金額(直接工事費)による

(3)－2 市場単価

名称	4週8休	名称	4週8休
底面工	1.04	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.04
支保工	1.05	港湾構造物塗装工	1.04
足場工	1.03	(係船柱・車止・縁金物)	
鉄筋工	1.05	ペトロラタム被覆	1.05
吊鉄筋工	1.05	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.05
型枠工	1.04	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05		
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05		
止水板工	1.05	かき落とし工	1.05
上蓋工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
伸縮目地工	1.03	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
係船柱取付	1.05	灯浮標設置・撤去	1.04
防舷材取付	1.05	汚濁防止膜保守管理	
車止・縁金物取付	1.05	(海上目視点検作業船あり ・水中目視点検)	1.01
係船柱撤去	1.05	汚濁防止膜保守管理	
防舷材撤去	1.05	(海上目視点検作業船なし)	1.05
車止撤去	1.05	異形ブロック製作 型枠工	1.05
電気防食取付	1.05	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05		

2 モデル工事(交替制)

(1) 土木工事(土木工事標準積算基準書を適用する工事)

(1)－1 労務費等

休日率	4週6休 (21.4%以上)	4週7休 (25.0%以上)	4週8休 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03